

課税標準の特例について

一定の要件に該当する償却資産は、課税標準額の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。新たに申請する場合は、申告書のほかに添付書類が必要となります。下記に問い合わせの多い特例の一部を示しますが、詳しくは吉見町役場税務会計課までお問い合わせください。なお、下記は、平成29年12月現在で表示しております。法改正により、変更となる場合がありますので、御了承ください。

【例1】 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得された経営力向上設備等に該当する「機械及び装置」「工具・器具及び備品、建物附属設備(対象業種のみ)」で、総務省令で定めるもの

(地方税法附則第15条第43項)

取得期間	特例率	適用期間	添付書類
平成28年7月1日から 平成31年3月31日まで ※工具・器具及び備品、建物附属設備については、平成29年4月1日以降に取得したもの	1/2	新設後 3年間	課税標準特例適用申告書、 計画の申請書及び認定書(写し)、 工業会等による中小企業等経営強化法の経営力 向上設備等に係る仕様等証明書(写し)

※経営力向上計画に関しては、中小企業庁へご確認ください。また、取得金額や業種等によっては特例が適用できない資産もありますので、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>)内の「税制措置・金融支援活用の手引き」や「経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について」などをご確認ください。
※取得した年の年末までに計画の認定が受けられない場合は、翌年度は特例の該当とならず、減額期間は2年度分となりますので、ご注意ください。(例えば)資産取得:平成28年12月 計画認定:平成29年2月⇒特例適用期間:平成30・31年度の2年間

【例2】 ガス事業用資産

(地方税法第349条の3第3項)

取得期間	特例率	適用期間	添付書類
—	1/3	新設後5年間	課税標準特例適用申告書、ガス事業法で定める一般ガス事業者 又は簡易ガス事業者であることがわかる書類
	2/3	その後5年間	

【例3-①】 経済産業省の再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備

(地方税法附則第15条第33項)

取得期間	特例率	適用期間	添付書類
平成24年5月29日から 平成28年3月31日まで	2/3	新設後 3年間	課税標準特例適用申告書、経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写し

(注) 認定太陽光発電設備の特例は、平成28年3月31日までの取得資産をもって終了しています。

平成28年4月1日からは自家消費用太陽光発電設備で、下記【例3-②】で示した再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている資産が対象になり、売電用(設備認定を受けたもの)の太陽光発電設備は余剰売電であっても全て特例対象外となります。

【例3-②】 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けた太陽光発電設備(自家消費用太陽光発電設備)

(地方税法附則第15条第32項)

取得期間	特例率	適用期間	添付書類
平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	2/3	新設後 3年間	課税標準特例適用申告書、「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」(写し)

※その他の特例については、吉見町役場・税務会計課までお問い合わせください。